

# 付則 1 0

## 工事損害補償

### 目 次

|                     |   |
|---------------------|---|
| 工事損害補償 .....        | 1 |
| 1. 目的 .....         | 1 |
| 2. 一般事項 .....       | 1 |
| 3. 予防措置 .....       | 1 |
| 4. 被害発生報告 .....     | 1 |
| 5. 応急措置 .....       | 1 |
| 6. 事後調査及び事後処理 ..... | 2 |
| 7. その他 .....        | 2 |

# 工事損害補償

## 1. 目的

この要領は、延岡市下水道課が発注する下水道工事（以下「工事」という。）に起因して、第三者の工作物、その他（以下「工作物等」という。）に与える損害を未然に防止するとともに、工事施工に伴い発生した損害補償を円滑に処理することを目的とする。

## 2. 一般事項

- （１） 工事損害補償とは、「延岡市工事請負契約約款」第 28 条（第三者に及ぼした損害）に規定する、工事に起因して第三者に及ぼした損害の補償をいう。
- （２） 受注者は、工事を施工するにあたり、第三者に及ぼす被害を可能な限り防止、軽減、回避するため、最善の努力を払い、適切な処置を講じなければならない。
- （３） 第三者に及ぼした損害補償について、原則として金銭による渡し切り補償としなければならない。
- （４） 受注者は、第三者に及ぼした損害に関する補償事務全般の処理にあたって、公正かつ迅速な処理に努めなければならない。
- （５） 受注者は、住民の理解と協力を得るよう努め、連絡上の利便を図るため、工事着手前に監督員と協議し、「(付則 4) 下水道工事のお知らせ」等の文書を工事施工前の調査（以下「事前調査」という。）の対象となった全ての世帯に必ず配布し、地元住人に事前調査及び工事期間中の協力を要請しなければならない。

## 3. 予防措置

事前調査や試掘等の結果、受注者は事前に予防措置をすることが適当と思われるものについては予防計画を策定し、監督員と協議して実施すること。

## 4. 被害発生報告

受注者は、工事着手後に工作物等に被害が発生した際は、速やかに監督員に連絡するとともに、指示する期日までに「被害発生報告書」を提出すること。

## 5. 応急措置

応急措置については、監督員の指示を受けて行うこと。ただし、緊迫した事態の場合は指示を待たず、直ちに処理を行うこと。

応急措置を行ったときは、「応急措置報告書」を監督員に提出すること。

## 6. 事後調査及び事後処理

- (1) 受注者は、被害発生箇所の事後調査について、監督員と協議したうえで実施すること。
- (2) 事後調査は、事前調査と対比したもので、事前・事後の違いが明確になるように報告書を作成し、監督員に提出すること。また、報告書は補償見積の根拠になるべきものであること。
- (3) 補償見積（3社以上）は、受注者が行うものとする。ただし、その費用負担については、双方の協議によること。
- (4) 受注者は、監督員と協議をしながら双方誠意をもって事後処理にあたり、第三者と早期円満な解決を図ること。

## 7. その他

- (1) 他の業者が施工する工事と輻輳して発生する損失については、監督員と協議して処理すること。
- (2) 本付則に定めのない事項については、必要に応じて監督員と協議し、処理すること。